

草津市特定工場周辺における環境保全に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市工場立地法地域準則条例（令和3年草津市条例第7号。以下「準則条例」という。）に基づき、特定工場が緑地等を整備するに当たり必要な事項を定めることにより、当該特定工場周辺の環境保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）の例による。

(対象者)

第3条 この要綱の対象者は、準則条例第3条に定める対象区域において、法第6条第1項、第7条第1項もしくは第8条第1項または工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）をする者（以下「対象者」という。）とする。

(協定の締結)

第4条 対象者は、愛する地球のために約束する草津市条例（平成19年草津市条例第35号）第4条に規定する協定を締結することとし、当該特定工場周辺の環境保全に寄与するよう努めるものとする。

(協定締結状況の報告)

第5条 対象者は、前条の協定の締結状況について、届出を行った日から30日以内に草津市特定工場周辺における環境保全に関する報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者
所在地(住所)
名称
代表者氏名
電話番号

草津市特定工場周辺における環境保全に関する報告書

草津市特定工場周辺における環境保全に関する要綱第5条の規定に基づき次のとおり報告します。

記

- 1 愛する地球のために約束する協定の締結状況について
 - (1) 締結済（締結日： 月 日付け） ※取組計画書の写しを添付
 - (2) 未締結（理由：)